

## 入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号。以下「規則」という。）第 166 条の規定により公告する。

令和 8 年 8 月 10 日

香川県知事 池田 豊人

### 1 入札に付する事項

#### （１） 委託業務名

札所寺院の史跡指定に係る道隆寺詳細調査業務

#### （２） 委託業務の内容

仕様書による

#### （３） 委託業務の実施場所

仕様書による

#### （４） 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

#### （５） 入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特定の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

### 2 契約書作成の要否

要

### 3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

#### 【電子入札システムにて提出する場合】

入札時までに、入札書提出画面において、「添付資料」欄に添付すること。

#### 【電子メールにて提出する場合】

県が契約書案の送付をする時までに、下記メールアドレスあてに提出すること。その際、電子メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（案件名）」とすること。

提出先：bunka@pref.kagawa.lg.jp

### 4 契約の内容を示す日時等(入札説明書の交付等)

令和 8 年 8 月 10 日（月）から令和 8 年 8 月 14 日（金）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第 1 号）第 1 条各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時）に下記連絡先へ電話、メールのいずれかで入札説明書を請求し、FAX 又はメールにて交付を受けること。入札説明書を受領後、受領確認書に必要事項を記入し、速やかに下記連

絡先へ郵送、FAX、メールのいずれかで提出すること。

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県政策部文化芸術局文化振興課世界遺産・日本遺産等推進グループ(香川県庁本館 8 階)

電話番号 087-832-3783 FAX 087-806-0238 メール bunka@pref.kagawa.lg.jp

## 5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和 8 年 8 月 21 日（金）午後 5 時までに質問者名、質問事項を記した文書を 4 に示した場所に提出すること。

回答は、令和 8 年 8 月 31 日（月）までに、質問者及び本公告に係る入札説明書の交付を受けた者全員に FAX 又はメールで送付する。

## 6 入札及び開札

### (1) 電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和 8 年 9 月 7 日（月） 午後 5 時

入札書提出に当たっては、入札金額積算内訳書（電子データ）を添付しなければならない。

### (2) 開札の日時

令和 8 年 9 月 8 日（火） 午前 10 時

### (3) 開札の場所

香川県政策部文化芸術局文化振興課

## 7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否 否とする。

## 8 入札保証金及び契約保証金

規則第 152 条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和 8 年 8 月 24 日（月）午後 3 時までに入札（契約）保証金減免申請書を 4 に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和 8 年 8 月 31（月）までに通知する。

## 9 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

### (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A 級に格付けされている者であること。

### (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

### (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

- (5) 業務の技術上の管理を行うため、文化財調査の経験がある者を配置すること。なお、当該経験を証する経歴書・実績書等を提出すること。(形式不問)
- (6) 国(独立行政法人を含む)又は地方公共団体において、元請として本入札公告に係る業務内容を含む業務の契約を過去5年以内に締結し、履行した実績があること。

#### 10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(5)、(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年8月24日(月)午後3時までに、4に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、当該書類提出前に、電子入札システムにより一般競争入札参加資格確認申請を行うこと。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、令和8年8月31日(月)までに通知する。

#### 11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

#### 12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

#### 13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

#### 14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日(休日の日数は、算入しない。)以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

#### 15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

#### 16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる。